

剰余金の配当に関する基準日設定公告

令和3年12月14日

各 位

大阪市福島区一丁目2番15号
片岡運輸株式会社
代表取締役 仮屋 蘭達也

当社は、令和3年12月29日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、剰余金の配当（株式）の支払いを受けることができる株主と定めましたので公告致します。

以上